

令和 8 年度

看護師特定行為研修

募集要項



地方独立行政法人山梨県立病院機構

山梨県立中央病院

YAMANASHI PREFECTURAL CENTRAL HOSPITAL

I. 山梨県立中央病院における看護師特定行為研修とは

基本理念「信頼される質の高い医療を提供し、誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくりに貢献する。」の精神に基づき、高度急性期医療、及び地域包括ケア医療の現場において、看護師特定行為を実施する上で必要となる学習環境を継続して提供する。

II. 当院の特定行為研修の目標

- ・多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につけ、必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において患者の安全に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実施する能力を身につける。
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。

III. 当院における特定行為研修の特性

- ・講義はeラーニングが基本、自宅でも研修施設でも聴講可能で働きながらでも聴講できる。
- ・演習は聴講日指定あり指導医との対面で行う集合研修、実習は当院で実施し指導医または専門医、薬剤師、検査技師より直接指導を受けることができる。
- ・研修時間内のシミュレーター使用、シミュレーションセンターにおける練習はいつでも可能。
- ・当院図書館設備、書籍は研修時間に使用可能。

IV. 当院特定行為研修修了者の活躍

- ・令和7年6月現在24名の特定看護師が院内で活動している。活動内容は各部署で特定行為を実践する他に重症化予防チームとして各病棟のラウンドを行い異常の早期発見対応、多職種チームと協同して重症化を予防している。
- ・看護師からのコンサルテーションを受け、各部署で質の良い看護の提供に向け関わっている。依頼を受ける特定看護師も多くの症例から学びを深めることが出来、相互の学びとなっている。
- ・医学的根拠をもとに医師の思考過程、予測される病状変化を理解して患者とかかわり、治療と生活との両面で患者を支えタイムリーかつシームレスな医療・看護を提供している。

V. 開講内容と期間

1. 研修期間

〈クリティカルケアコース〉

クリティカルケアa 令和8年4月～(12ヶ月間)

クリティカルケアb 令和8年4月～(14ヶ月間)

〈感染コース〉

令和8年4月～(8ヶ月間)

2. 研修内容と時間数

【共通科目】 250 時間

履修科目		時間数				
		講義	演習	実習	評価	合計
臨床病態生理学		27	2		1	30
臨床推論		35	8	1	1	45
フィジカルアセスメント		39	3	2	1	45
臨床薬理学		35	9		1	45
疾病・臨床病態概論	主要疾患の臨床診断・治療	27	2		1	30
	状況に応じた臨床診断・治療	7	2		1	10
医療安全学／特定行為実践		22	13	9	1	45
合計		192	39	12	7	250

【区別科目】

●クリティカルケアコース *『重症患者対応体制強化加算』に対応

a コース（6 区分）：103 時間

b コース（星を含む 8 区分）：153 時間

特定行為区分と履修科目		時間数				
		講義	演習	実習	評価	合計
呼吸器（気道確保に係るもの）関連						
呼吸器（気道確保に係るもの）関連の基礎知識		4			0.5	4.5
経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整		5			0.5	5.5
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連						
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連の基礎知識		5			0.2	5.2
侵襲的陽圧換気の設定の変更		4	2		0.2	6.2
非侵襲的陽圧換気の設定の変更		4	2		0.2	6.2
人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		4	2		0.2	6.2
人工呼吸器からの離脱		4	2		0.2	6.2
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連						
中心静脈カテーテルの基礎知識		3			0.5	3.5
中心静脈カテーテルの抜去		4			0.5	4.5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連						
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連の基礎知識		6			0.4	6.4
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整		4	1		0.3	5.3
脱水症状に対する輸液による補正		4	1		0.3	5.3

術後疼痛管理関連					
術後疼痛管理の基礎知識	4			0.5	4.5
硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	3	1		0.5	4.5
循環動態に係る薬剤投与関連					
循環動態に係る薬剤投与関連の基礎知識	8			0.25	8.25
持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	3	1		0.15	4.15
持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	3	1		0.15	4.15
持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	3	1		0.15	4.15
持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	3	1		0.15	4.15
持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	3	1		0.15	4.15
合計 (aコース)	81	16		6	103

★精神及び神経症状に係る薬剤投与関連					
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連の基礎知識	14			0.4	14.4
抗けいれん剤の臨時的投与	4	2		0.2	6.2
抗精神病薬の臨時的投与	5	1		0.2	6.1
抗不安薬の臨時的投与	5	1		0.2	6.2
★血糖コントロールに係る薬剤投与関連					
血糖コントロールに係る薬剤投与関連の基礎知識	6			0.5	6.5
インスリンの投与量の調整	7	3		0.5	10.5
合計 (bコース)	122	23		8	153

●感染コース 47 時間

特定行為区分と履修科目	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
感染に係る薬剤投与関連					
感染に係る薬剤投与関連の基礎知識	15			0.5	15.5
感染徴候がある者に対する薬剤の臨時投与	10	4		0.5	14.5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連					
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連の基礎知識	6			0.4	6.4
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	4	1		0.3	5.3
脱水症状に対する輸液による補正	4	1		0.3	5.3
合計	39	6		2	47

IV. 募集要項

1. 募集人員

【クリティカルケアコース a または b】 5 人

【感染コース】 5 人

※ クリティカルケアコースと感染コースの両方を選択することもできます。
その場合、クリティカルケアコース 1 人、感染コース 1 人とみなします。

2. 研修受講資格

以下の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- ① 日本国の看護師免許を有すること。
- ② 看護師免許取得後、臨床経験年数 5 年以上の実務経験を有すること。
- ③ 看護部長あるいは所属長の推薦を有すること。
- ④ 看護賠償責任保険に加入済又は研修受講決定後加入することが可能であること。

3. 出願手続き

1) 受付期間

令和 7 年 10 月 14 日（火） ～ 10 月 31 日（金） 17 時必着

2) 提出方法

出願書類一式を当院指定の郵送方法※又は持参で、期限必着にて提出してください。

※ レターパックプラス（赤色）を使用してください。

「品名」欄に『看護師特定行為研修受講申請書類』を書いてください。

<提出先>

〒400-8506 山梨県甲府市富士見 1-1-1

山梨県立中央病院 企画経理課

（直接持参される方は、2F 総務課・企画経理課まで持参してください）

3) 出願書類

- ① 受講願書（様式 1）
- ② 履歴書（様式 2）
- ③ 志願理由書（様式 3）
- ④ 推薦書（様式 4）
- ⑤ 看護師免除の写し（A4 サイズ用紙に縮小コピーしたもの）
- ⑥ 履修免除申請書（様式 5）※修了済みの科目について履修免除を希望する場合

4) 出願書類請求方法

山梨県立中央病院ホームページにアクセスしていただき、申請書類をダウンロードしてください。

<https://www.ych.pref.yamanashi.jp>

5) 注意事項

出願書類等の不備、出願書類の記載内容が事実と相違する場合は、受講許可後でも許可を取り消すことがあります。

4. 選考手続・受講決定について

1) 選考試験

書類審査による一次選考後、面接による二次選考を行い、当院看護師特定行為研修管理委員会で受講者を決定します。

面接日程 : 令和 7 年 11 月 17 日 (月)
※時間等詳細については別途お知らせします。

面接場所 : 山梨県立中央病院

2) 選考結果

選考の結果、受講が決定した方には、令和 8 年 1 月中に本人宛に結果を通知します。

3) その他

- ・受講決定後に辞退する場合は、速やかにご連絡ください。
- ・看護賠償責任保険に未加入の方は、加入手続きが必須となります。
※費用については各自での負担となります。

5. 受講費用

受講費用については下記のとおりです。受講料の納付に関する手続きについては、受講決定者に対し、別途お知らせします。

1) 受講料 (消費税込)

- ・クリティカルケア a コース (6 区分受講) 700,000 円
- ・クリティカルケア b コース (8 区分受講) 865,000 円
- ・感染コース 520,000 円

※上記受講料には、各コースとも共通科目受講料 360,000 円が含まれています。

※受講料は、全額を一括でお支払いください。

※納めた受講料は原則として返還しません。

※通学、実習のための宿泊・交通費、パソコン等の機器・通信費、書籍等の教材費その他学修に必要な費用は自己負担となります。

2) 履修免除について

当院の研修過程の受講前に、他の指定研修機関で特定行為研修の共通科目及び区分別科目の一部科目を既に履修した方は、本人の申請に基づき、その既習科目の時間数の全部または一部の履修および受講料を免除します。履修免除を希望される方は、出願書類とともに「特定行為研修修了証」のコピー (既習科目がわかるもの) を提出する必要があります。

6. 研修修了要件

本研修を修了するためには、次の以下の要件を満たし、当院の特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という）において修了が認定された場合、修了証を交付します。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験並びに観察評価に合格すること。
- 2) 1) 修了後、選択した区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価、一部の科目では実技試験に合格すること。
- 3) 1) 2) 合格後、区分別科目実習を行い合格すること。

7. 個人情報の取り扱いについて

当院では、県個人情報保護条例及び同施行規則に基づく、「地方独立行政法人山梨県立病院機構が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要領」に則り、個人情報の取得・利用を適正に行います。

出願書類により取得した個人情報は、以下の業務に利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

- ・出願、受講決定通知などに関する業務、受講手続きに関する業務及び付随する業務
- ・受講に伴う事務（成績管理、就学管理）、研修生支援事務、受講料の収納事務及び付随する業務

アクセス

〈所在地〉

山梨県立中央病院（〒400-8506 山梨県甲府市富士見 1-1-1）

〈交通機関〉

●JR 甲府駅からのバス利用案内

※山梨交通ホームページをご参照ください。

山梨交通ホームページにおいて、次のようにメニューをたどり、時刻表及び行き先をご確認ください。

路線バス → 目的地別時刻表 → 医療機関 → 県立中央病院

